

中学校夜間学級の整備と拡充を求める意見書

平成 26 年 5 月現在、中学校夜間学級は全国 8 都府県に 31 校しかなく、北海道、東北、北関東、中部に加え四国や九州地方には、自主夜間中学はあっても、中学校夜間学級は 1 校もない状況である。全国夜間中学校研究会の推計によると、15 歳を過ぎて義務教育が修了していない者は、百数十万人にも上るとされている。また現在、中学校夜間学級在籍者 1,849 名のうち日本の義務教育を終えていないために、就職や進学ができず困っている方が多くいる。

一方、中学校夜間学級がある地域においても、入学要件に「市内在住」や「市内在勤」などとある場合もあり、中学校夜間学級が開設されている市外に住む方々の就学の機会を制約されている状況が見られる。

このような現状に適切に対応することで、地域の活性化、治安の改善にも資すると考えられる。

よって、本市議会は国に対し、政府が掲げる一億総活躍社会を実現するため、希望する全ての人々に対して中学校夜間学級への就学の機会を提供出来るよう、下記事項の中学校夜間学級の整備と拡充のための取り組みに迅速に対応することを強く求めるものである。

記

- 1 希望する誰もが学べる中学校夜間学級の全都道府県への設置を促進すること。
- 2 中学校夜間学級における日本語教育のため、教員の加配を含めた専門家の配置に、国と都道府県が連携して財政支援を行うこと。
- 3 中学校夜間学級の情報を入手しやすいように配慮した広報の展開や、低所得者に対する授業料減免などの誘導策を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 22 日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣 あて
文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長